



福島原子力事故関連情報アーカイブ

Fukushima Nuclear Accident Archive

Title	帰還困難区域の除染に関する検討課題
Alternative_Title	Issues concerning decontamination in the difficult-to-return zone
Author(s)	川崎 興太(福島大学) Kawasaki, Kota(Fukushima Univ.)
Citation	第 11 回環境放射能除染研究発表会要旨集, p.30 The 11th Workshop of Remediation of Radioactive Contamination in Environment
Subject	セッション：帰還に向けた地域整備
Text Version	Publisher
URL	https://f-archive.jaea.go.jp/dspace/handle/faa/251048
Right	© 2022 Author
Notes	禁無断転載 All rights reserved. 「第 11 回環境放射能除染研究発表会要旨集」のデータであり、発表内容に変更がある場合があります。 学会は発表の機会を提供しているもので、内容に含まれる技術や研究の成果について保証しているものではないことをお断りいたします。



帰還困難区域の除染に関する検討課題

川崎興太（福島大学）

1. 研究の目的

帰還困難区域は、2011年3月に発生した福島原発事故による放射能汚染レベルが極めて高いことから、将来にわたって居住を制限する区域として、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の7市町村に指定された。福島原発事故が発生してから数年間はほとんど手つかずのままの状態が続いたが、2017年5月の福島特措法の改正によって特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」）制度が創設されることになった。拠点区域は南相馬市を除く6市町村に指定され、その面積は帰還困難区域の8%にすぎないが、2022年から2023年にかけての避難指示の解除をめざして除染やインフラ整備などが進められている。他方、帰還困難区域の92%を占める拠点区域外については、2020年12月に除染なしの土地活用に向けた避難指示解除の仕組みが創設されるとともに、2021年8月に除染ありの帰還・居住に向けた避難指示解除の仕組みが創設されることになった。本研究は、こうした経緯をたどってきた帰還困難区域が指定されている全7市町村を対象として、2021年12月から2022年1月にかけて実施したアンケート調査の結果などに基づき、帰還困難区域の除染に関する検討課題を提示することを目的とするものである。なお、アンケート調査の回収率は100%である。

2. 帰還困難区域の除染に関する検討課題

(1) 拠点区域における除染に関する検討課題

第一に、その全部または大部分が除染の対象外とされている森林や河川・水路等の除染の実施が挙げられる。除染に関する課題として、すべての市町村が森林の除染を挙げており、多くの市町村が河川や水路等の除染を挙げている。その理由として、森林に関しては、除染の範囲・対象が林縁部から20mに限られていること、除染工法が堆積物除去のみであることなどが挙げられており、河川・水路等に関しては、除染の対象外となっていること、そのために被曝に不安を感じている住民がいることなどが挙げられている。放射線防護という意味でも環境回復という意味でも、除染技術の開発とあわせて重要な検討課題だと考えられる。

第二に、フォローアップ除染・再除染の実施が挙げられる。多くの市町村は、除染の実施後にもホットスポットが残されていること、森林の大部分では除染が実施されていないために空間線量が高いことなどから、除染に関する課題としてフォローアップ除染・再除染の実施を挙げている。拠点区域の避難指示解除が間近に迫る中であって、避難指示の解除前に安全に帰還・居住することができる環境を回復することは、多くの市町村にとって、避難指示解除地域への住民の帰還や新たな住民の移住等の促進をはじめとして復興を実現する上で重要な課題であることから、今後、放射能汚染の実態に即してフォローアップ除染・再除染を実施する必要があると考えられる。

(2) 拠点区域外における除染に関する検討課題

第一に、帰還意向のない住民の土地・建物に関する除染等の取り扱いが挙げられる。多くの市町村は帰還困難区域全域の面的除染・家屋解体と避難指示解除を国に要望しており、また、帰還意向のない住民でも除染・家屋解体の希望があることから、国の方針と市町村の要望や住民の希望との間には乖離がある。拠点区域外の除染は避難指示解除後に開始するものとされていることから、2022年以降に実施されることになるが、帰還意向のない土地・建物の取り扱いについて、「帰還に必要な箇所」の区域設定のあり方とあわせて、帰還・居住に向けた避難指示解除という制度趣旨を十分に踏まえて慎重に検討することが必要だと考えられる。

第二に、拠点区域外にかかわる既存制度の枠組みから外れる土地の取り扱いである。これは、拠点区域における第一の検討課題と関連することであり、国有林が帰還困難区域の94%を占めている南相馬市が典型であるが、拠点区域外にはいずれの仕組みからも外れる森林などが広大に存在する。多くの市町村はこうした土地についても、放射性物質の自然減衰を待つのではなく、除染や森林資源活用策などを実施し、避難指示を解除することが必要だと認識している。こうしたことから、拠点区域外にかかわる2つの既存制度の枠組みから外れる土地の扱いは、放射線防護という意味でも環境回復という意味でも重要な検討課題だと考えられる。